

第4章 生活の場における権利保障

1. 家庭における権利保障

■保護者の役割

子どもの養育・発達に対する第一義的な責任者として、子どもの思いを汲み取り、応えていくことが求められます。また、虐待や体罰をしてはいけません。

■保護者への支援

市は、保護者が安心して、子育てができ、子どもとともに保護者も育つことができるような支援に努めます。



2. 育ち学ぶ施設における権利保障

■開かれた施設づくり

育ち学ぶ施設(学校、保育所、児童会館など)の設置・管理者は、子どもや保護者、地域住民に情報提供するなど、開かれた施設づくりに努めなければなりません。

■いじめ・虐待・体罰の防止、救済

施設の職員はいじめの防止に努め、虐待・体罰を行ってはいけません。これらの権利侵害が発生した場合、関係機関等と連携するなど、迅速な救済・回復に努めなければなりません。

3. 地域における権利保障

■地域における子どもの居場所

市は、市民とともに、地域で子どもが安心して過ごし、人間関係をつくり合える場の整備に努めます。

■自然環境の保全、安全・安心な地域

市は、市民とともに、豊かな自然環境の保全に努めるほか、地域において、子どもが安全・安心に育つよう、子どもの見守りなどの支援に努めます。

5. 子どものそれぞれの状況に応じた権利保障

■お互いの違いを認め尊重する社会の形成

市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

市は、これらの差別や不利益をなくし、解消するための取組みを進めるよう努めます。



4. 参加・意見表明の機会の保障

■参加の機会の保障

「市政、育ち学ぶ施設、地域」、「市の施設の設置や運営」、「市が開催する審議会等」への子どもの参加機会の保障に努めます。

■子どもの視点に立った情報発信

市は、子どもが参加し、意見を表明しやすい環境をつくるために、子どもの視点に立った情報発信に努めます。



6. 子どもの育ちや成長に関わる大人への支援

■育ち学ぶ施設職員への支援

育ち学ぶ施設の設置・管理者は、職員が、心に余裕をもって子どもたちと関われるような職場環境の整備に、また、職員が子どもの権利を正しく学び実践できるための必要な支援に努めなければなりません。

■地域での市民の活動の支援

市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動の支援に努めます。

第5章 子どもの権利侵害からの救済

■救済制度の創設

市は、子どもが権利侵害などを受けた場合、速やかで適切な救済を図り、回復を支援するための特別な救済制度、いわゆる「子どもの権利オンブズパーソン制度」を設けます。当該制度は、子どもの代弁者として活動する公的な第三者機関であり、相談・調査・調整・勧告・意見表明などの権限を兼ね備えたものを想定しています。

■各相談・救済機関等との連携対応

市は、左記制度のほか、権利侵害に係る相談または救済については、関係機関等との連携を図り、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。



第6章 施策の推進

■推進計画の策定

市は、子どもの権利を尊重した施策の推進を行うほか、子どもの権利を保障するための総合的な計画を策定しなければなりません。

第7章 子どもの権利保障の検証

■専門委員会の設置等

市は、子どもの権利が保障されているか検証するための「子どもの権利専門委員会」を設置します。「専門委員会」は、15歳以上の子どもを含む市民で構成されます。